

社会福祉法人北光福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北光福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする。）並びに各種委員会外部委員及び顧問の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 報酬等とは、職務執行の対価として支払われるもので、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の実費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、別紙により報酬及び費用を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等の報酬上限は、報酬総額（年額）上限額を定めて、その限度内で理事会において決定する。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用を支給するものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び費用はこれを支給しないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用を支給する。
- 3 費用は、鉄道、バス、航空等の交通機関を利用した場合に現に支払った運賃を支給する。ただし、自家用車を利用した場合は、その路程の1キロメートルにつき30円の実費を支給する。

(役員等の勤務報酬等)

第6条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設等の運営のための業務にあたった場合は、別表1により1時間当たりの報酬及び費用を支払うことができる。

- 2 業務執行理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施

設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により1時間当たりの報酬及び費用を支払うことができる。なお、業務執行理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

- 3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設等の運営のための業務にあたった場合は、別表2により1時間当たりの報酬及び費用を支給する。
- 4 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により1時間当たりの報酬及び費用を支給する。
- 5 費用は、鉄道、バス、航空等の交通機関を利用した場合に現に支払った運賃を支給する。ただし、自家用車を利用した場合は、その路程の1キロメートルにつき30円の実費を支給する。

（監事の報酬等）

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償額を支給する、なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び費用を支給しないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び費用はこれを支給しない。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設等の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により1時間当たりの報酬及び費用を支給することができる。
- 4 費用は、鉄道、バス、航空等の交通機関を利用した場合に現に支払った運賃を支給する。ただし、自家用車を利用した場合は、その路程の1キロメートルにつき30円の実費を支給する。

（各種委員会外部委員）

第8条 各種委員会外部委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用を支給することができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び費用を支給しないものとする。また、同日にあわせて業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び費用はこれを支給しないものとする。

- 2 各種委員会外部委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人または施設等の運営の業務を行った場合は、別表2により1時間当たりの報酬及び費用を支給することができる。
- 3 費用は、鉄道、バス、航空等の交通機関を利用した場合に現に支払った運賃を支給する。ただし、自家用車を利用した場合は、その路程の1キロメートルにつき30円の実費を支給する。

（顧問）

第9条 顧問が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用を支給することができる。

2 顧問が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の業務を行った場合は、別表2により1時間当たりの報酬及び費用を支給することができる。

(出張旅費)

第10条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張前に支払うこととするが、必要により出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第11条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第12条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿（職務証跡）等の作成に協力するものとする。

(改正)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

この規程は、平成19年4月1日より適用する。

2. この規程は、平成25年9月25日より改訂適用する。

3. この規程は、平成27年4月1日より改訂適用する。

4. この規程は、平成28年4月1日より改訂適用する。

5. この規程は、平成29年2月18日より改訂適用する。

6. この規程は、令和2年4月1日から改訂適用する。

(令和2年3月16日評議員会議決)

別紙（役員等報酬規程関係）

別表1 出席報酬等

名 称	報 酬（1日当り）	費 用
評議員会出席報酬等	8,000円	実費
理事会出席報酬等	8,000円	実費
各種委員会外部委員	7,000円	実費
顧 問	9,000円	実費

別表2 業務報酬等

名 称	報 酬（1時間当り）	費 用
理 事 長	3,000円	実費
業 務 執 行 理 事	2,800円	実費
理 事 及 び 評 議 員	2,600円	実費
監 事	3,000円	実費
各種委員会外部委員	2,400円	実費
顧 問	3,000円	実費

別表3 出張旅費等

旅 費	宿 泊 費		報 酬（1日当り）	その他
実 費	甲地方	15,000円	10,000 円	実 費
	乙地方	12,000円		

※ 宿泊料の欄中の甲地方とは、東京都、大阪府、名古屋市、横浜市、京都市及び大阪市を言い、乙地方とは、その他の地域を言う。